



規則がある意味

今、現代文で「科学・技術と生活空間」をやっていることだろう。その二つ目のまとまりのところに、次のようにあった。

*

「人間の解放」という概念は、生活空間そのものが、人間の望みや希求の限界を設定してきた過去の状態を否定し、生活者個人に対して、原理的な自由を保障することを標榜したからである。伝統や習俗と呼ばれる規範、生活者の合意なしに、ただ社会のなかで因習的に認められてきた様々な規範に、生活者が無批判に従うことを否定したからである。そうした規範の一つ一つを洗い直し、合理的な根拠がないと判断されたときには、躊躇なくそれを捨て去ることを推奨したからである。

生活者個人は原則的に自由であり、自分の望むところを実現する権利を有している。それを妨げるべきものがあるとすれば、それは他者の権利の侵害への配慮、あるいは公共の福利への配慮という点のみであり、生活空間は、個人の持つそうした権利を、自由に実現するための場にほかならない。「人間の解放」という理念は、こうしたことを謳い上げたのであった。

*

学校には規則というものがあるが、それも最近では「合理的な根拠がないと判断されたときには、躊躇なくそれを捨て去ること」が実行されていて、理不尽なものは改善されつつあると言っているだろう。逆に言えば、残っている規則には「合理的な根拠」が想定できるのであり、その規則があることで、

「他者の権利の侵害への配慮、あるいは公共の福利への配慮」がなされているということなのである。だから、決められたことについては、どうしてそういう決まりがあるのか、素直に考えてみる必要があるだろう。

例えば、昼休みは外出禁止である。それは、君たちが学校保護下で事故に会わないようにという配慮である。事故は、どんなに自分で注意していても起きるときは起きるものだ。だから、少なくとも7時間目までの学校生活の時間帯に、学校が目が届かないところで事故が起こる可能性を「0」にしようと、外出禁止になっているのである。

例えば、体育のプールでは、見学者であってもその場を離れることは許されない。水の事故というものも予想外のところで起こる可能性があるから、常に人員確認ができるようにしておく必要があるからである。

例えば、家庭科室で調理実習をする際には、水で滑ったり、高温の油がはねたり、刃物を落としたり、ガラスコップが割れたり…といった危険性がある。裁縫で針が落ちていることだってあるかも知れない。だから、衛生面と両立させながら、決められたサンダルを履くことになっているのである。

できるだけ万全の対策をとる。しかし、それでも起きてしまうのが事故である。だからこそ、起きてしまった時に、速やかに次の対応がとれるようにという観点から作られた規則もあるのである。自分勝手な判断で行動することが、「他者の権利の侵害への配慮、あるいは公共の福利への配慮」に抵触しないよう、互いに注意したいものだ。